

道 路 下 水 道 局

下水道(土木)工事施工管理要領

平成 2 8 年 4 月

福岡市 道路下水道局

— 目 次 —

I. 総則	1
1. 目的	1
2. 適用	1
3. 構成	1
4. 管理の実施	1
5. 管理項目及び方法	2
6. その他	2
II. 出来形管理基準及び品質管理基準	3
II-1 出来形管理等の注意点	4
表-1 出来形写真管理基準及び規格値(管渠工事)	5
表-2 出来形写真管理基準及び規格値(処理場・ポンプ場工事)	15
表-3 品質管理基準及び規格値(共通)	20
表-4 品質管理基準及び規格値(管渠工事)	21
表-5 品質管理基準及び規格値(処理場・ポンプ場工事)	37
III. 写真管理基準	39
表-6 撮影箇所一覧	40
表-7 品質管理写真撮影箇所一覧表	41
表-8 出来形管理写真撮影箇所一覧表(管渠工事)	42
表-9 出来形管理写真撮影箇所一覧表(処理場・ポンプ場工事)	45

I. 総 則

この道路下水道局下水道（土木）工事施工管理基準は、福岡市土木工事共通仕様書の第1-1-23条「施工管理」に規定する下水道（土木）工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的

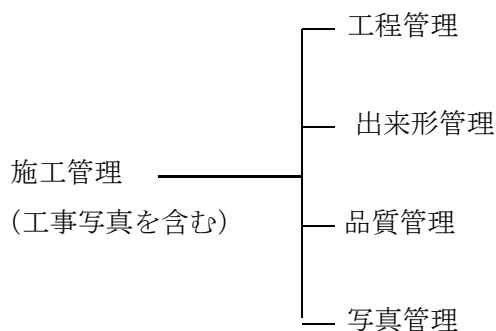
この基準は、下水道（土木）工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、福岡市道路下水道局が発注する下水道（土木）工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督職員と協議して他の方法によることができる。

なお、「土木工事施工管理の手引き（福岡市）」に掲載がある工種、項目、数値等については、その最新値を使用すること。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を、工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の要請に対し、速やかに提示するとともに、完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じた方式（ネットワーク方式（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。

ただし、応急工事又は維持工事等の当初工事計画作成が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値（出来形値）を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法・試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理図表（ヒストグラム、 $\bar{x}-R$ 、 $\bar{x}-R_s-R_m$ など）を作成し、管理するものとする。

また、試験区分が「その他」となっている試験項目の適用の指示は、特記仕様書、現場説明書、変更指示書等によるものとする。

(4) 写真管理

受注者は、写真管理を写真管理基準に基づき工程管理・出来形管理・品質管理と合わせ、工事施工状況が明確になるよう管理するものとする。

6. その他

- (1) 出来形管理基準の規格値とは、設計数値と出来上がり数値との差の許容限界をいい、個々の測定値に対するもので、その平均値（延長については合計延長）は設計数値を下回ってはならない。
- (2) 出来形値、品質管理値において測定値が管理基準から外れる場合、又は上限の規格値はないがプラス面が大きくなり、美観、構造上支障となる場合は、監督員の指示により手直し等の処置を行わなければならない。
- (3) 工種により、出来形の管理規格値がないようなものは、監督員の指示により、類似のものを規格値とする。
- (4) 請負者は、施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により、工事写真を撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- (5) 下水道工事における標示施設ならびに保安施設の設置基準については、福岡市下水道設計標準図に準じる。
- (6) 出来形管理図表や品質管理図等については、「土木工事施工管理の手引き」に掲載がある工種、項目、数値等については、その最新値を使用すること。

Ⅱ. 出来形管理基準
及び
品質管理基準

Ⅱ－１ 出来形管理等の注意点

1. 共通項目

- (1) 写真管理箇所を施工計画書に明記する。
- (2) 出来形測定において、監督員及び委託監督員が立会したスパン又は箇所については、管理表に◎印を記入する。

2. 管路工

- (1) 管理表は同管種・管径別に作成する。

3. 人 孔

- (1) 管理表は同一工種毎に作成する。
- (2) 人孔深は、下流管底で測定する。

4. 汚水枡

- (1) 管理表は種別毎に作成する。
- (2) 汚水枡の深さは下流管底より蓋の上端とする。

表-1 出来形管理基準及び規格値（管渠工事）

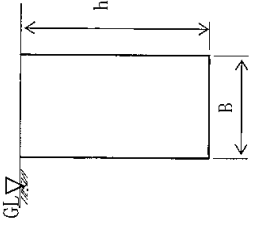
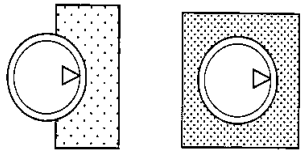

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要	
						測定項目	規格値 (mm)				
下水道	1	管路	3	管路土工	管渠掘削	深さ h	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。			
					幅 B	±50					
下水道	1	管路	4	管布設工	管布設 (自然流下管)	基準高▽	±30	マンホール間の中央部および両端部を測定する。中央部の基準高、中心線の変位（水平）の測定については、φ800mm未満は目視で観察する。 延長0はマンホール間を測定する。総延長Lは、同一管種、管径、基礎毎の総延長とする。		河川編 函渠工 4-62と類似しているが、下水独自基準とする。	
						中心線の変位 (水平)	±50				
						延長 0	-0 / +500かつ -200				
						総延長 L	設計値以上				
下水道	1	管路	4	管布設工	矩形渠 (プレキャスト)	基準高▽	±30	※土木工事施工管理基準に準拠。 施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。		道路編 プレキャストカルバート工 4-123に準じる。	
							中心線の変位 (水平)				±50
							総延長				設計値以上
下水道	1	管路	4	管布設工	圧送管	基準高▽	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。			
						中心線の変位 (水平)	±50				
						総延長	設計値以上				

表-1 出来形管理基準及び規格値（管渠工事）

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1	管路	5	管基礎	幅 B	設計値以上	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。なお、管きよが5m以内 or 1.0m以内の場合は、中央部の計測を省略できる。		
					厚さ h	-30			
下水道	1	管路	5	管基礎	幅 b	-50	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。なお、管きよが5m以内 or 1.0m以内の場合は、中央部の計測を省略できる。		
					厚さ h	-30			
下水道	1	管路	5	管基礎	幅 b	-30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。なお、管きよが5m以内 or 1.0m以内の場合は、中央部の計測を省略できる。		砕石部は砕石基礎による。
					厚さ h	-30			
下水道	1	管路	5	管基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		

表-1 出来形管理基準及び規格値 (管渠工事)

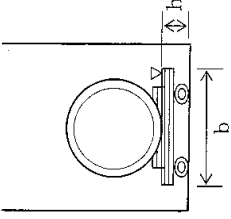
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)			測定基準	測定箇所	摘要
						基準高▽	幅 b	厚さ h			
下水道	1	管路	5	はしご洞木基礎 管基礎工	基準高▽	±30			各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 b	-30					
					厚さ h	-30					
下水道	1	管路	6	現場打水路				※土木工事施工管理基準に準拠。		道路編 現場打ち パート工 4-122に準 じる。	
下水道	1	管路	7	鋼矢板土留				※土木工事施工管理基準に準拠。		共通編 一般 矢板工 4-18に準じ る。 任意仮設の 場合は除く	

表-1 出来形管理基準及び規格値 (管渠工事)

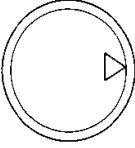
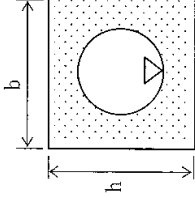
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1	管路	4 , 5 管きよ工 (小口径推進, 推進)	3 推進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位 (水平) は、推進管1本ごとに1箇所測定する。 Φ800mm未満の管については、 ・中心線の変位 (水平) については、目視で観察する。		
					中心線の変位 (水平)	±50			
					勾配	±20%			
					延長 θ	- θ / 500かつ -200	延長 θ はマンホール間を測定する。		
					総延長 L	-200			
下水道	1	管路	4 , 5 管きよ工 (小口径推進, 推進)	4 立坑内管布設工	基準高▽	±50	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b	-30			
					高さ h	-30			
					中心線の変位 (水平)	±50			
					延長	-50			
					勾配	±20%			

表-1 出来形管理基準及び規格値 (管渠工事)

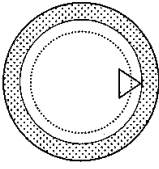
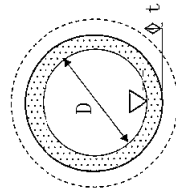
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1	管路	3	掘進工	一次覆工	±50	基準高、中心線の変位 (水平) は、セグメント5リングにつき1箇所測定する。 延長 θ はマンホール間を測定する。		二次覆工一体型及び二次覆工省略型は、本項を採用
					管きよ工 (シールド)	±50			
					管きよ工 (シールド)	-0 / 500かつ -200			
					管きよ工 (シールド)	-200			
					管きよ工 (シールド)				
下水道	1	管路	4	二次覆工	二次覆工	±50	基準高、中心線の変位 (水平) は、施工延長40mにつき1箇所測定する。 二次覆工厚は、二次覆工実施計画に對する厚さとし、1打設につき端面で上下左右4点を測定する。 仕上がり内径は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		
					管きよ工 (シールド)	±50			
					管きよ工 (シールド)	-20			
					管きよ工 (シールド)	±20			
					管きよ工 (シールド)	±20%			
					管きよ工 (シールド)	-0 / 500かつ -200			
					管きよ工 (シールド)	-200			
					管きよ工 (シールド)				
					管きよ工 (シールド)				
					管きよ工 (シールド)				

表-1 出来形管理基準及び規格値 (管渠工事)

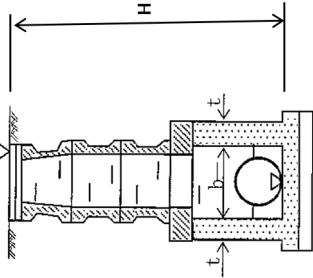
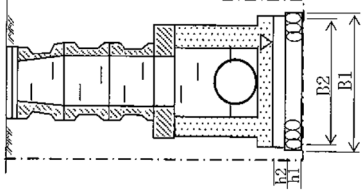
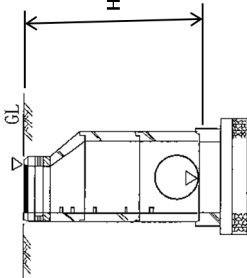
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1	管路	3	現場打ちマンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b (内法)	-30			
					壁厚 t	-20			
					人孔深H (開削)	±60			
					人孔深H (推進)	±80			
下水道	1	管路	7	マンホール基礎工	基礎工幅 B1	-50	1施工箇所ごとに測定する。		
					基礎工厚 h1	-30			
					コンクリート工幅 B2	-30			
					コンクリート工厚 h2	-10			
下水道	1	管路	4	組立マンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		人孔深Hは、下流側管底で測定する。
					人孔深H (開削)	±60			
					人孔深H (推進)	±80			

表-1 出来形管理基準及び規格値 (管渠工事)

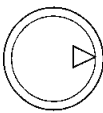
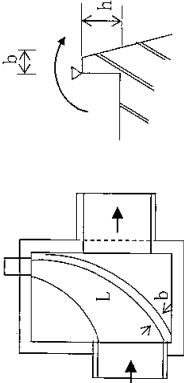
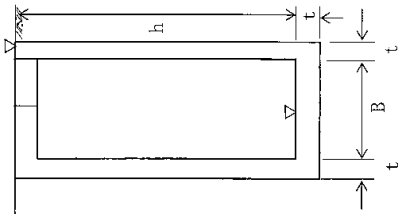
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1	特殊マンホール工	伏せ越し管工	伏せ越し管	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					中心線の変位	±30			
下水道	1	特殊マンホール工	越流堰 (雨水吐室)	越流堰雨水吐室	基準高▽	±10	基準高は、中央部および両端部を測定する。 幅、高さ、延長は、1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b (厚さ)	±20			
					高さ h (深さ)	±30			
					延長 L (長さ)	-20			
下水道	1	特殊マンホール工	中継ポンプ施設	中継ポンプ施設	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅、長さ B	-30			
					深さ h	-30			
					壁厚 t	-20			

表-1 出来形管理基準及び規格値 (管渠工事)

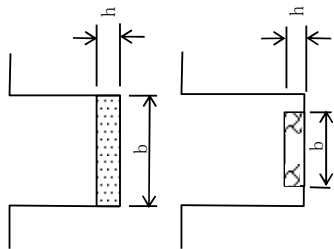
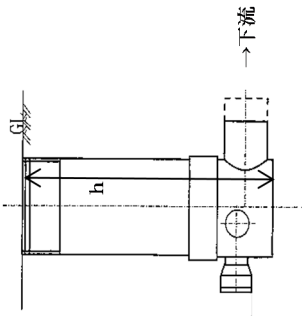
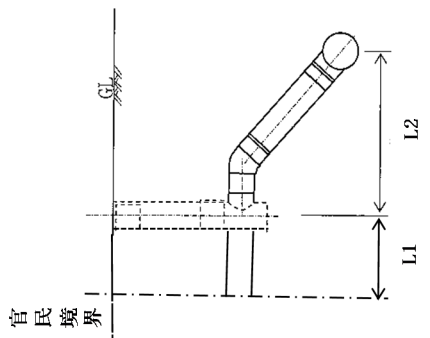
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1	管路	9	取付管および取付管基礎工	幅 b (砂基礎)	設計値以上	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b (砕石基礎)	-50			
					厚さ h	-30			
下水道	1	管路	4	公共ます	ます深 h	±90	1施工箇所ごとに測定する。		ます深 h は下流側で測定する。
下水道	1	管路	9	取付管	延長 (L1)	-200	1施工箇所ごとに測定する。		
					延長 (L2)	-200			

表-1 出来形管理基準及び規格値 (管渠工事)

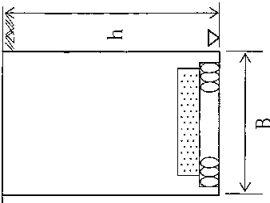
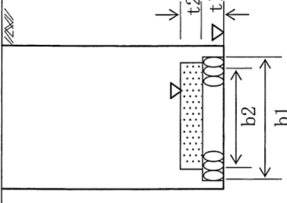
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1	管路	12	立坑工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					寸法 B	±100			
					深さ h	±30			
下水道	1	管路	12	立坑基礎工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					碎石基礎幅b1	-50			
					碎石基礎厚t1	-30			
					底板コンクリート基準高	±30			
					底板コンクリート幅b2	-30			
					底板コンクリート厚t2	-10			

表-2 出来形管理基準及び規格値（処理場・ポンプ場工事）

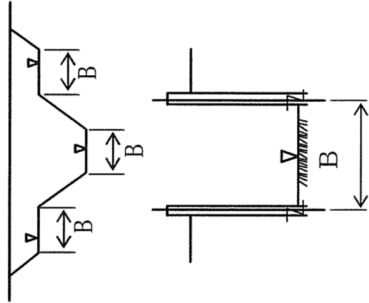
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	2	2	4	盛土・切土			※土木工事施工管理基準に準拠。		共通編 土工 路体盛土工 路床盛土工 4-48に準じ る。
			6	掘削工	基準高▽ 幅 B	±50 -100	施工延長おおむね40m（小規模なもの のは20m）ごとに基準測線を設定し、 基準高を10mごと、変化点ごとに測定する。		
			7	土留・仮締切工 (H鋼杭、鋼矢板)			※土木工事施工管理基準に準拠。		共通工 一般 仮設工 4-44に準じ る。 任意仮設 の場合を除 く

表-2 出来形管理基準及び規格値（処理場・ポンプ場工事）

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	2	処理場・ポンプ場	7	本体仮設工			※土木工事施工管理基準に準拠。		共通工 一般 仮設工 4-45に準じ る。
			3	地中連続壁工	コンクリート壁				
下水道	2	処理場・ポンプ場	7	本体仮設工			※土木工事施工管理基準に準拠。		共通工 一般 仮設工 4-45に準じ る。
			4	地中連続壁工	ソイル壁				
下水道	2	処理場・ポンプ場	8	本体築造工			※土木工事施工管理基準に準拠。		共通工 一般 基礎工 4-27に準じ る。
			3	直接基礎工	構造物基礎				
下水道	2	処理場・ポンプ場	8	本体築造工			※土木工事施工管理基準に準拠。		共通編 基礎工 既製杭工 4-28に準じ る。
			5	既製杭工	既製杭				

表-2 出来形管理基準及び規格値（処理場・ポンプ場工事）

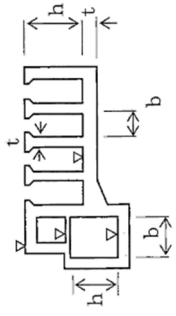
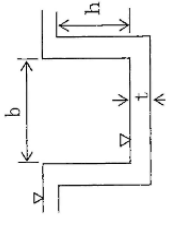
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	2	8	6	場所打ち杭			※土木工事施工管理基準に準拠。		共通編 基礎工 場所打ち杭工 4-28に準じる
		8	7.8	ケーソン基礎			※土木工事施工管理基準に準拠。		共通編 基礎工 ケーソン工 ・ニューマチックケーソン工 4-29に準じる
下水道	2	8	9	池・槽の主要構造物	基準高▽ 幅 b 高さ h 壁厚 t 長さ	±30 ±30 ±30 -20 ただし 床版厚 ±50	1池（又は1槽）について、図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
		8	9	池・槽の付属構造物	基準高▽ 幅 b 高さ h 壁厚 t 長さ	±20 ±20 ±20 ±10 ±50	1施工箇所ごとに図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		

表-2 出来形管理基準及び規格値（処理場・ポンプ場工事）

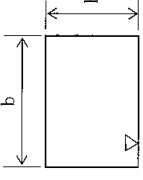
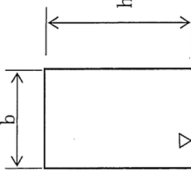
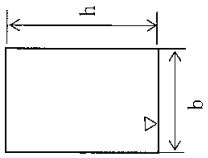
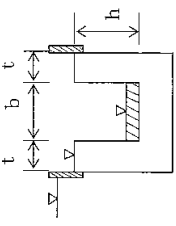
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	2	処理場・ポンプ場	9	開口部	基準高▽	±20	永久開口部ごとに測定する。		
					幅 b	+0			
					高さ h	±20			
						±20			
下水道	2	処理場・ポンプ場	9	ゲート用開口部	基準高▽	-20	開口部ごとに測定する。		
					幅 b	+0			
					高さ h	-0			
						+20			
						±20			
下水道	2	処理場・ポンプ場	9	可動せき用開口部	基準高▽	-20	開口部ごとに測定する。		
					幅 b	-0			
					高さ h	+20			
						±20			
下水道	2	処理場・ポンプ場	11	流出トラフ	基準高▽	±20	基準高は、1施工箇所ごとに交差点等を測定する。 幅、高さは、各池の1施工箇所について3箇所測定する。		
					幅 b	±20			
					高さ h	-20			
					厚さ t	±20			
					長さ	±50			

表-2 出来形管理基準及び規格値（処理場・ポンプ場工事）

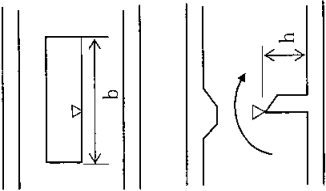
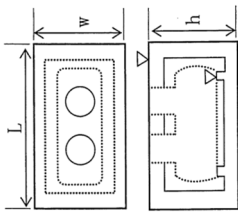
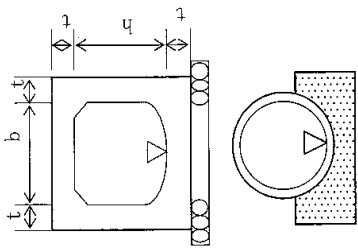
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要								
下水道	2	処理場・ポンプ場	12	越流堰板工	基準高▽	±20	基準高は、中央部及び両端部を測定する。 幅・高さは、1施工箇所ごとに測定する。										
					幅 b	±20											
					高さ h	-20											
					長さ	±20											
下水道	2	処理場・ポンプ場	8	燃料貯留槽工	基準高▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。										
					厚さ t	-20											
					幅 w	-30											
					高さ h	±30											
					延長 L	-50											
					下水道	2				処理場・ポンプ場	10	流入渠・流出渠	基準高▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。		
													幅 b	-30			
高さ h	-30																
厚さ t	-20																
延長	L < 20m : -50 L ≥ 20m : -100																

表-3 品質管理基準及び規格値 (共通)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認								
鋼材	材料	その他					※土木工事施工管理基準に準拠。 20鋼材(ガス圧接)(5-20)に準拠	○								
基礎工	材料 (砂)	必須					※土木工事施工管理基準に準拠。 20道路土工(5-51)に準拠	○								
基礎工	材料 (砕石 C-40)	必須					※土木工事施工管理基準に準拠。 4下層路盤(5-22)に準拠	○								
基礎工	材料 (割栗 石)	必須					※土木工事施工管理基準に準拠。 21捨石工事(5-23)に準拠	○								

表一4 品質管理基準及び規格値 (管渠工事)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認
管布設工 (開削)	管渠材料 (下水道用鉄筋コンクリート管)	必須	外観	目視による	[外観検査] (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う)	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			形状・寸法(カラー及びゴム輪を含む)	JSWAS A-1 による	(2)検査項目及び判定基準は次のとおり。			
			外圧強さ		判定基準			
			管軸方向のひび割れ		管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。			
			管周方向のひび割れ		管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。			
			管端面の欠損		管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認
管布設工（開削）	管渠材料（下水道用硬質塩化ビニル管）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う)	(1)外観・形状検査は、全数について行う。		○
			寸法	JSWAS K-1 による				
			引張試験		判定基準	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。 (かすり傷程度のものは差し支えない)		
			扁平試験					
			負圧試験		滑らかさ	明らかでない凹凸がないこと。		
			耐薬品性試験		割れ	割れがないこと。		
					ねじれ	著しいねじれがないこと。		
					管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならぬ。		
					ビカット軟化温度試験	実用上、真つすぐであること。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認
管布設工（開削）	管渠材料（下水道用リブ付硬質塩化ビニル管）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う)	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、引張試験、扁平試験、耐薬品性試験及びビッカート軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-1 による				
			引張試験		判定基準	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。 (かすり傷程度のものは差し支えない)		
			扁平試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。		
			負圧試験		割れ	割れがないこと。		
			耐薬品性試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。		
			ビッカート軟化温度試験		管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならぬ。		
					実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管布設工（開削）	管渠材料（下水道用強化プラスチック複合管）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う)	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、外圧試験、耐薬品性試験、耐酸試験及び水密試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-2 による				
			外圧試験		判定基準			
			耐薬品性試験		管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。			
			耐酸試験		滑らかさ 明らかな凹凸がないこと。			
			水密試験		管の断面形状 管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならぬ。			
					実用上の真つぐ 実用上、真つぐであること。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認
管布設工（開削）	管渠材料（下水道用レジンコンクリート管）	必須	外観、形状及び寸法	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う)	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			外圧試験	JSWAS K-11 による				
			水密性試験		検査項目 判定基準	検査項目及び判定基準は次のとおり。		
			耐酸性試験		検査項目 判定基準	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度でひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを合むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。		
			吸水試験		検査項目 判定基準	管周方向のひび割れ 管周方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。 管端面の欠損 管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認
管布設工（開削）	管渠材料（下水道用ボックスカルバート）	必須	外観	目視による	[外観検査] (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。	(1)外観検査は全数について行う。		○
			形状・寸法	JSWAS K-12 JSWAS K-13による				
			外圧強さ		(2)検査項目及び判定基準は次のとおり。			
			水密性		検査項目 判定基準 ひび割れ 強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷やひび割れないこと。			
			コンクリートの圧縮強度		粗骨材が突出していたり、抜けが出た後がなく、仕上げ面が極度に凸凹になっていないこと。内面が平滑であり、水の流れに対して実用上支障のない滑らかさであること。			
			端面の欠損		端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認		
管布設工（開削）	管渠材料（下水道用タクタイル鋳鉄管）	必須	原管	JSWAS G-1 による	[外観検査] (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法及びびり張試験、硬さ試験、水圧試験については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○		
									外装	目視による
			湯境	湯境がないこと。						
			鑄巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。						
			モルタル ライニング	有害なひび割れがないこと。 管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。 表面は実用的に滑らかであること。						
			塗装	異物の混入塗りがはらなどがないこと、均一な塗膜であること。						
			原管	クラック	クラックがないこと。					
			湯境	湯境がないこと。						
			鑄巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。						
			モルタル ライニング	有害なひび割れがないこと。 管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。 表面は実用的に滑らかであること。						
完成管	塗装	異物の混入塗りがはらなどがないこと、均一な塗膜であること。								

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認												
管布設工（開削）	管渠材料（鋼管）	必須	外観	目視による	[外観検査] (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり	<table border="1"> <tr> <td>検査項目</td> <td>判定基準</td> </tr> <tr> <td>実用的に真っ直ぐ</td> <td>実用的に真っ直ぐであること。</td> </tr> <tr> <td>両端は管軸に対して直角</td> <td>実用的に両端面は管軸に対して直角であること。</td> </tr> <tr> <td>有害な欠陥</td> <td>はなほだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。</td> </tr> <tr> <td>仕上げ良好</td> <td>鋼面が平滑に仕上がっていること。</td> </tr> <tr> <td>塗装及び塗覆装</td> <td>管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがな</td> </tr> </table>	検査項目	判定基準	実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。	両端は管軸に対して直角	実用的に両端面は管軸に対して直角であること。	有害な欠陥	はなほだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。	仕上げ良好	鋼面が平滑に仕上がっていること。	塗装及び塗覆装	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがな		○
			検査項目	判定基準																
			実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。																
			両端は管軸に対して直角	実用的に両端面は管軸に対して直角であること。																
			有害な欠陥	はなほだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。																
			仕上げ良好	鋼面が平滑に仕上がっていること。																
			塗装及び塗覆装	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがな																
			形状・寸法	日本下水道協会下水道用資器材 I 類の規定による JIS G 3443																
			成分・機械的性質																	
			非破壊又は水圧																	
塗装																				
原管																				
完成管																				

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認
管推進工	管渠材料（下水道推進工法用鉄筋コンクリート管）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。	(1)外観・形状検査は、全数について行う。		○
			寸法 (カラー及びゴム輪含む)	JSWAS A-2 又はA-6 による				
			外圧強さ		(2)検査項目及び判定基準は次のとおり	(2)寸法、外圧強さ、コンクリートの圧縮強度及び水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			コンクリートの圧縮強度	検査項目	判定基準			
			水密性	管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。			
	管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。						
	管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。						

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認
管推進工	管渠材料（下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管）	必須	原管	JSWAS G-2 による	[外観検査] (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。	(1)外観検査は全数について行う。		
			外観	目視による				
							形状・寸法	JSWAS G-2 による
			検査項目	判定基準				
							クラック	クラックがないこと。
			湯境	湯境がないこと。				
							錆臭	手直しの範囲を超えるものは不可とする。
			モルタル ライニング	有害なひび割れがないこと。				
							塗装	異物の混入塗りがなく、均一な塗膜であること。
完成管	表面は実用的に滑らかであること。							

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認												
管推進工	管渠材料（鋼管）	必須	外観	目視による	<p>[外観検査] (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。</p> <p>(2)検査項目及び判定基準は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実用的に真っ直ぐ</td> <td>実用的に真っ直ぐであること。</td> </tr> <tr> <td>両端は管軸に対して直角</td> <td>実用的に両端面は管軸に対して直角であること。</td> </tr> <tr> <td>有害な欠陥</td> <td>はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。</td> </tr> <tr> <td>仕上げ良好</td> <td>鋼面が平滑に仕上がっていること。</td> </tr> <tr> <td>塗装及び塗覆装</td> <td>管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突起部、異物の混入などがないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。	両端は管軸に対して直角	実用的に両端面は管軸に対して直角であること。	有害な欠陥	はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。	仕上げ良好	鋼面が平滑に仕上がっていること。	塗装及び塗覆装	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突起部、異物の混入などがないこと。	<p>(1)外観検査は全数について行う。</p> <p>(2)形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</p>		○
			検査項目	判定基準																
			実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。																
			両端は管軸に対して直角	実用的に両端面は管軸に対して直角であること。																
			有害な欠陥	はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。																
			仕上げ良好	鋼面が平滑に仕上がっていること。																
			塗装及び塗覆装	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突起部、異物の混入などがないこと。																
			形状・寸法	JISWAS A-111による。																
			成分・機械的性質																	
			非破壊又は水圧																	
塗装																				
原管	はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。																			
完成管	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突起部、異物の混入などがないこと。																			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認	
シールド工	管渠材料 (シールド工事用標準コンクリート系セグメント)	必須	外観及び形状・寸法検査	JSWAS A-4 による	〔外観検査〕(下水道協会規格) (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害なひび割れ、隅角部の破損等がないこと。	(1) 外観検査は全数にて行う。		○	
			水平仮組検査						
			性能検査						
			継手曲げ試験						
			ジャッキ推力試験						
	つり手金具引き抜き試験								
	(シールド工事用標準鋼製セグメント)	必須	材料検査	形状・寸法及び外観検査	JSWAS A-3 による	〔外観検査〕(下水道協会規格) (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害な曲がり、そり等が無いこと。	(1) 外観検査は全数にて行う。 (2) 材料、形状・寸法、溶接、水平仮組についての検査は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 (3) 性能検査は設計図書の定めによる。		○
				溶接検査					
				水平仮組検査					
				性能検査					
ジャッキ推力試験									
継手曲げ試験									

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認
マンホール設置工	管渠材料（組立マンホール側塊）	必須	外観	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。 検査項目 判定基準 有傷な傷 側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。 滑らかさ 側塊には、粗骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。 端面の欠損 側塊の端面は、その面積の3%以上が欠損していないこと。 端面の形状 側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、耐荷力、水密性及びコンクリートの圧縮強さは日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			形状・寸法					
			耐荷力					
			水密性					
			コンクリート圧縮強さ					
	管渠材料（下水道用鑄鉄製マンホールふた）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)有害なさびが無く、外観がよいこと	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法・構造、材質試験、荷重たわみ試験及び耐荷重試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法・構造	JISWAS G-4 による				
			材質試験					
			荷重たわみ試験					
			耐荷重試験					

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認
マンホール設置工	管渠材料（マンホール足掛け金物）	必須	外観	目視による	〔外観検査〕 被覆材は有害なわれ、破損等が無いこと。	外観検査は全数について行う。		○
			形状・寸法		品質を判定できる資料又は試験成績表を提出する。	(1) 芯材 JIS G 4303(SUS403,SUS304)、 JIS G 3507(SWRCH12R)、 JIS G 3539(SWCH12R) の規格に適合すること。		
			材質					
	管渠材料（下水道用塩化ビニル製小型マンホール）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	判定基準 マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない) 明らかかな凹凸がないこと。 割れがないこと。 著しいねじれがないこと。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びヒートカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	○
			寸法	JSWAS K-9 による。 内ふたは、 JSWAS K-7、 防護ふたは、 JSWAS G-3 による。				
			引張試験	検査項目	有害な傷			
			荷重試験	検査項目	割れ			
			負圧試験	検査項目	ねじれ			
			耐薬品性試験					
			ヒートカット軟化温度試験					

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認
ます設置工	管渠材料（下水道用鑄鉄製防護ふた）	必須	外觀・形状	目視による	〔外觀検査〕 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もししくは、同等以上の材料とする。 (2)有害なさびが無く、外観がよいこと	(1)外觀・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、荷重たわみ試験、耐荷重試験及び材質試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS G-3 による				
			荷重たわみ試験					
			耐荷重試験					
			材質試験					
	管渠材料下水道用硬質塩化ビニル製ます	必須	外觀・形状	目視による	〔外觀検査〕 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もししくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外觀・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びヒジカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-7 による。 防護ふたは、 JAWAS G-3、 立上り部は、 JSWAS K-1 による。				
			引張試験	検査項目 判定基準 有害な傷 マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)				
			荷重試験	滑らかさ 明らかかな凹凸がないこと。 割れ 割れがないこと。				
			負圧試験	ねじれ 著しいねじれがないこと。				
			耐薬品性試験					
			ヒジカット軟化温度試験					

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績表等 による確認	
ます設置工	管渠材料（下水道用ポリプロピレン製ます）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	検査項目	判定基準	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及び荷重たわみ温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-8 による。 防護ふたは、 JSWAS G-3 による。		有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)			
			引張試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。				
			荷重試験		割れ	割れがないこと。				
			負圧試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。				
			耐薬品性試験							
			荷重たわみ温度試験							

表-5 品質管理基準及び規格値 (処理場・ポンプ場工事)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認
基礎杭工既製杭	材料 (鋼管杭H鋼杭)	必須	外観				※土木工事施工管理基準に準拠。 3既製杭工(5-20)に準拠	○
			形状・寸法					
			材料検査 (化学成分・機械的性質)					
	材料 (コンクリート杭)	必須	外観				※土木工事施工管理基準に準拠。 3既製杭工(5-20)に準拠	○
			形状・寸法					
			性能検査					
材料 (合成杭)	必須	外観			(財)日本建築センターの評定又は評価基準 (社)コンクリートパイプ建設技術協会の評価基準に適合すること。	(1)外観検査は全数について行う。その他は、係員の指示により行う。 (2)形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」(品質を含む)又は「試験成績表」を提出する。	○	
		形状・寸法						
		性能検査						

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
基礎杭工既製杭	施工（鋼管杭現場接合鋼杭の）	必須					※土木工事施工管理基準に準拠。 3既製杭工（5-21）に準拠	
		その他					※土木工事施工管理基準に準拠。 3既製杭工（5-21）に準拠	
	その他						※土木工事施工管理基準に準拠。 3既製杭工（5-22）に準拠	
基礎杭工場所打ち杭	施工	その他					※土木工事施工管理基準に準拠。 3既製杭工（5-22）に準拠	○
		必須	安定液等の孔内水位、安定液の有効性試験				(1)孔内水位については杭ごとに必要に応じて測定する。 (2)有効性試験（比重、粘性、ろ過水量、PH、砂分）は杭ごとに又は1日に1回測定する。	
	その他	支持力試験	杭の載荷試験			設計図書による		○

Ⅲ. 写 真 管 理 基 準

表一 6 撮影箇所一覧表

工事写真帳は撮影頻度に基づき必ず撮影（ネガ、電子媒体は必ず撮影頻度で撮影された写真を整理し提出）し、その中から提出頻度に基づいて提出する。
 工事写真整理帳は工事写真帳以外の写真を整理し提出する。

区分	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回〔着手前〕	着手前1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回〔完成後〕	施工完了後1枚	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	全景1枚	
		施工中の写真	工種、種別毎に共通仕様書及び諸基準に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	全景1枚 適宜	
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回〔施工前後〕	代表箇所1枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕	適宜	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕	全景1枚	夜間・不稼働日の安全対策
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各1回〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回〔実施中〕	実施毎1枚	安全訓練等の活動報告書に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回〔使用前〕	適宜 （不可視となる重要構造物は提出）	
		検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕		
品質管理写真	別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載				
出来形管理写真	別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載				
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度〔可能な場合、被災前及び被災中〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜	被災前は付近の写真でも可
事故	事故報告	事故の状況	その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可
その他	測量標（仮BM） 工事多角点	設置位置		適宜	
	補償関係	被害又は損害状況等	その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	
	公害環境関係 （騒音振動防止）	調査状況	1工事に1回〔調査中〕	適宜	
	産業廃棄物写真				
	掘削 積込	施工状況	運搬車の台数 5台未満 1回 5台以上10台未満 2回 10台以上20台未満 3回 以下10台増す毎に1回追加する。	代表箇所各1枚	
	運搬	施工状況	※建設廃棄物マニフェストの番号を黒板に記載する。 〔施工中〕		
	処分	施工状況			
	残土処理				
	掘削 積込	施工状況	1工事に1回 （処分は搬入場 所が変わればその都度） 〔施工中〕	代表箇所各1枚	
	運搬	施工状況			
	処分	施工状況			
環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回〔設置後〕	適宜		

表-7 品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1	コンクリート工 (施工)				施工管理6-12 に準拠
2	鉄筋工 (ガス圧接)				施工管理6-12 に準拠
3	管布設工(開削) 管渠材料 (下水道用鉄筋コンクリート管)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
4	管布設工(開削) 管渠材料 (下水道用硬質塩化ビニル管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
5	管布設工(開削) 管渠材料 (下水道用リブ付硬質塩化ビニル管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
6	管布設工(開削) 管渠材料 (下水道用強化プラスチック複合管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
7	管布設工(開削) 管渠材料 (下水道用レジンコンクリート管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
8	管布設工(開削) 管渠材料 (下水道用ボックスカルバート)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
9	管布設工(開削) 管渠材料 (下水道用ダクタイル鋳鉄管)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
10	管布設工(開削) 管渠材料 (鋼管)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
11	管推進工 管渠材料 (下水道推進工法用鉄筋コンクリート管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
12	管推進工 管渠材料 (下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
13	管推進工 管渠材料 (鋼管)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
14	シールド工 管渠材料 (シールド工用標準コンクリート系セグメント)	外観検査 (下水道協会規格外) 形状・寸法検査, 水平仮組 検査, 性能検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
15	シールド工 管渠材料 (シールド工用標準鋼製セグメント)	外観検査 (下水道協会規格外) 材料検査, 形状・寸法検査 溶接検査, 水平仮組検査, 性能検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
16	マンホール設置工 管渠材料 (組立マンホール側塊)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
17	マンホール設置工 管渠材料 (下水道用鋳鉄製マンホールふた)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
18	マンホール設置工 管渠材料 (マンホール足掛け金物)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
19	マンホール設置工 管渠材料 (下水道用塩化ビニル製小型マンホール)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
20	ます設置工 管渠材料 (下水道用鋳鉄製防護ふた)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
21	ます設置工 管渠材料 (下水道用硬質塩化ビニル製ます)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
22	ます設置工 管渠材料 (下水道用ポリプロピレン製ます)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
23	基礎杭工 (既製杭)				施工管理6-12 に準拠
24	基礎杭工 (場所打ち杭)	安定液等の孔内水位、 安定液の有効性試験 支持力試験	試験ごとに1回 〔試験実施中〕	不要	

表一 8 出来形管理写真撮影箇所一覧表（管渠工事）

編	章	節	条	工種	写真管理項目			概要		
					撮影項目	撮影頻度【時期】			提出頻度	
						状況・出来形	出来形			
下水道	1 管路	3 管きよ工（開削）	3 管路土工	管路掘削	掘削	任意のスパんで1ヶ所	同一工種毎 ^{※1} で任意のスパんで1ヶ所	代表箇所各1枚		
					深さ					
				幅						
				管路埋戻	埋戻	任意のスパんで1ヶ所	同一工種毎 ^{※1} で任意のスパんで1ヶ所	代表箇所各1枚		
下水道	1 管路	3 管きよ工（開削）	4 管布設工	管布設（自然流下管）	布設	同一工種毎 ^{※1} で任意のスパんで1ヶ所	各スパン毎に1ヶ所 ^{※5}	代表箇所各1枚		
					中心線の変位（水平）				同一工種毎 ^{※1} で任意のスパんで1ヶ所 但し、管径800mm未満の管きよについては省略する。	各スパン毎に1ヶ所 ^{※5} 但し、管径800mm未満の管きよについては省略する。
					矩形渠（プレキャスト）					
				圧送管布設	布設	100m毎1回	—	代表箇所各1枚		
下水道	1 管路	3 管きよ工（開削）	5 管基礎工	砂基礎	施工	同一工種毎 ^{※1} で任意のスパんで1ヶ所	—	代表箇所各1枚		
					深さ				各スパン毎に1ヶ所 ^{※5}	
					幅					
						砕石基礎	施工	同一工種毎 ^{※1} で任意のスパんで1ヶ所	—	代表箇所各1枚
					深さ	各スパン毎に1ヶ所 ^{※5}				
					幅					
						コンクリート基礎	施工	同一工種毎 ^{※1} で任意のスパんで1ヶ所	—	代表箇所各1枚
					深さ	各スパン毎に1ヶ所 ^{※5}				
					幅					
						まくら土台基礎	施工	同一工種毎 ^{※1} で任意のスパんで1ヶ所	各スパン毎に1ヶ所 ^{※5}	代表箇所各1枚
						はしご胴木基礎	施工	同一工種毎 ^{※1} で任意のスパんで1ヶ所	—	代表箇所各1枚
							幅			
			厚さ							
下水道	1 管路	3 管きよ工（開削）	6 水路築造工	現場打水路工				施工管理6-45に準拠		
			7 管路土留工	鋼矢板土留 矢板工				施工管理6-17に準拠		

※1. 同一工種毎とは、管種・管径・矢板・基礎別である。
 ※2. 同一工種毎とは、種別・内径（内空）・基礎別である。
 ※3. 同一工種毎とは、管種・管径・製品別である。
 ※4. 同一工種毎とは、矩形・円形・仮設工種別である。
 ※5. 一撮影につき、複数スパンが同時に確認できる場合は、兼ねることが出来る。
 ※6. 一撮影につき、ます及び取付管が同時に確認できる場合は、兼ねることが出来る。

表-8 出来形管理写真撮影箇所一覧表（管渠工事）

編	章	節	条	工種	写真管理項目			概要	
					撮影項目	撮影頻度【時期】			提出頻度
						状況・出来形	出来形		
下水道	1 管路	4 5	3 推進工	推進工	各種設備設置撤去 (推進設備, 推進機坑口, 泥水処理設備等)	1 施工箇所につき 1 回	—	代表箇所 各 1 枚	
					推進 (掘削, 送排泥, 裏込注入等)	同一工種毎 ^{※1} で任意の スパンで 1 ケ所	全スパンで撮影		
					中心線の変位 (水平)	—	全スパンで撮影 但し, 径800mm未満の管きよに ついては省略する。		
				4 立坑内管布設工	空伏工	空伏	同一工種毎 ^{※1} で任意の 箇所につき 1 ケ所	全箇所	代表箇所 各 1 枚
		幅							
		高さ							
		中心のずれ							
下水道	1 管路	6	3 一次覆工	掘進工	各種設備設置撤去 (シールド機, 支圧壁, 坑口, 軌条設備等)	1 施工箇所につき 1 回	—	代表箇所 各 1 枚	
					セグメント組立	施工延長40mにつき 1 回	—		
					掘進 (掘削, 送排泥, 裏込注入等)	1 施工箇所につき 1 回	—		
					中心線の変位 (水平)	施工延長40mにつき 1 回	—		
				4 二次覆工	掘進工	各種設備設置撤去	施工延長40mにつき 1 回	—	代表箇所 各 1 枚
					覆工	施工延長40mにつき 1 回	—		
					中心線の変位 (水平)	施工延長40mにつき 1 回	—		
					二次覆工厚 仕上がり内径	—	—		
下水道	1 管路	7	3 マンホール工	標準マンホール工	据付	同一工種毎 ^{※2} で任意の 箇所につき 1 ケ所	—	代表箇所 各 1 枚	
					幅 (内法)		全箇所		
					壁厚		—		
				マンホール基礎工	施工	同一工種毎 ^{※2} で任意の 箇所につき 1 ケ所	全箇所	—	代表箇所 各 1 枚
					床掘深				
					基礎工幅				
					基礎工高				
					コンクリート幅 コンクリート高				
				4 組立マンホール工	据付工	同一工種毎 ^{※2} で任意の 箇所につき 1 ケ所	全箇所	代表箇所 各 1 枚	
				5 小型マンホール工	据付工	同一工種毎 ^{※2} で任意の 箇所につき 1 ケ所	全箇所	代表箇所 各 1 枚	

※1. 同一工種毎とは、管種・管径・矢板・基礎別である。
 ※2. 同一工種毎とは、種別・内径(内空)・基礎別である。
 ※3. 同一工種毎とは、管種・管径・製品別である。
 ※4. 同一工種毎とは、矩形・円形・仮設工種別である。
 ※5. 一撮影につき、複数スパンが同時に確認できる場合は、兼ねることが出来る。
 ※6. 一撮影につき、ます及び取付管が同時に確認できる場合は、兼ねることが出来る。

表一 8 出来形管理写真撮影箇所一覧表（管渠工事）

編	章	節	条	工種	写真管理項目			概要	
					撮影項目	撮影頻度【時期】			提出頻度
						状況・出来形	出来形		
下水道	1 管路	8 特殊マンホール工	4 躯体工	現場打ち特殊人孔	施工	同一工種毎 ^{※2} で任意の箇所 で1ヶ所	全箇所	代表箇所 各1枚	
				幅					
				高さ					
				壁厚					
			伏せ越し室・雨水吐室	施工	同一工種毎 ^{※2} で任意の箇所 で1ヶ所	全箇所	代表箇所 各1枚		
				幅					
				高さ					
				壁厚					
			伏せ越し管	布設	同一工種毎 ^{※2} で任意の箇所 で1ヶ所	全箇所	代表箇所 各1枚		
				中心線の変位 (水平)	同一工種毎 ^{※2} で任意の箇所 で1ヶ所 <small>但し、管径800mm未満の管きよ については省略する。</small>	全箇所 <small>但し、管径800mm未満の管きよ については省略する。</small>			
越流堰（雨水吐室）	施工	同一工種毎 ^{※2} で任意の箇所 で1ヶ所	全箇所	代表箇所 各1枚					
	幅（厚さ）								
	高さ（深さ） 延長（長さ）								
中継ポンプ施設	施工	同一工種毎 ^{※2} で任意の箇所 で1ヶ所	全箇所	代表箇所 各1枚					
	幅、長さ								
	深さ								
	壁厚								
下水道	1 管路	9 取付管およびます工	3 土工	掘削	任意の箇所 で1ヶ所	同一工種毎 ^{※3} で任意の箇所 で1ヶ所	代表箇所 各1枚		
				深さ					
				幅					
			埋戻	埋戻	任意の箇所 で1ヶ所	同一工種毎 ^{※3} で任意の箇所 で1ヶ所	代表箇所 各1枚		
				公共ます	設置	同一工種毎 ^{※3} で任意の箇所 で1ヶ所	全箇所 ^{※6}	代表箇所 各1枚	
			ます深			—			
5 布設工	布設工	同一工種毎 ^{※3} で任意の箇所 で1ヶ所	全箇所 ^{※6}	代表箇所 各1枚					
下水道	1 管路	1 2 立坑工	立坑工	施工（立坑設置状況、 立坑基礎設置状況）	同一工種毎 ^{※4} で任意の箇所 で1ヶ所	全立坑で撮影	代表箇所 各1枚		
				寸法					
				深さ					
			立坑土工	施工	同一工種毎 ^{※4} で任意の箇所 で1ヶ所	全立坑で撮影	代表箇所 各1枚		
				碎石基礎幅					
				碎石基礎厚					
底版コンクリート幅 底版コンクリート厚									
下水道	1 管路	地盤改良工		薬液注入工				「薬液注入工 施工資料」（グラウト協会）に準拠	

※1. 同一工種毎とは、管種・管径・矢板・基礎別である。
 ※2. 同一工種毎とは、種別・内径(内空)・基礎別である。
 ※3. 同一工種毎とは、管種・管径・製品別である。
 ※4. 同一工種毎とは、矩形・円形・仮設工種別である。
 ※5. 一撮影につき、複数スパンが同時に確認できる場合は、兼ねることが出来る。
 ※6. 一撮影につき、ます及び取付管が同時に確認できる場合は、兼ねることが出来る。

表-9 出来形管理写真撮影箇所一覧表（処理場・ポンプ場工事）

編	章	節	条	工種	写真管理項目			摘要
					撮影項目	撮影頻度【時期】	提出頻度	
下水道	2	3	4	盛土・切土	施工状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					幅	施工延長40mにつき1回 〔施工後〕		
下水道	2	6	2	土工（掘削）	施工状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					幅	施工延長40mにつき1回 〔施工後〕		
下水道	2	7	2	土留・仮締 切工（H鋼杭、鋼矢 板）	打込状況	施工延長20mにつき1回 〔打込中〕	代表箇所 各1枚	任意仮設の場 合は除く
					根入長	施工延長20mにつき1回 〔打込前後〕		
					変位	施工延長20mにつき1回 〔打込後〕		
					数量	全数量 〔打込後〕		
下水道	2	7	4	壁式	施工状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					地中壁の長さ	施工延長40mにつき1回 〔施工後〕		
					垂直変位			
下水道	2	7	4	注列壁	施工状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					地中壁の長さ	施工延長40mにつき1回 〔施工後〕		
					垂直変位			
下水道	2	8	3	構造物基礎	施工状況	施工延長20mにつき1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					幅	施工延長20mにつき1回 〔施工後〕		
					厚さ			
下水道	2	8	5	既製杭工				施工管理6-18 に準拠

表-9 出来形管理写真撮影箇所一覧表（処理場・ポンプ場工事）

編	章	節	条	工種	写真管理項目			摘要	
					撮影項目	撮影頻度【時期】	提出頻度		
下水道	2	8	6	処理場・ポンプ場 本体築造工				施工管理6-18 に準拠	
下水道	2	8	7,8	ニューマチックポンプ基礎工 オープンポンプ基礎工				施工管理6-19 に準拠	
下水道	2	8	9	池・槽の主要構造物	躯体工	施工状況	1 施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					幅	測定箇所ごとに1回 〔施工後〕			
					高さ				
					壁厚				
長さ									
下水道	2	8	9	池・槽の付属構造物	躯体工	施工状況	1 施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					幅	測定箇所ごとに1回 〔施工後〕			
					高さ				
					壁厚				
長さ									
下水道	2	8	9	開口部	躯体工	施工状況	1 施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					幅	1 施工箇所に1回 〔施工後〕			
					高さ				
下水道	2	8	9	ゲート用 開口部	躯体工	施工状況	1 施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					幅	1 施工箇所に1回 〔施工後〕			
					高さ				
下水道	2	8	9	可動せき用 開口部	躯体工	施工状況	1 施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					幅	1 施工箇所に1回 〔施工後〕			
					高さ				

表-9 出来形管理写真撮影箇所一覧表（処理場・ポンプ場工事）

編	章	節	条	工種	写真管理項目			摘要
					撮影項目	撮影頻度【時期】	提出頻度	
下水道	2	8	1	流出トラフ	施工状況	1 施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					幅	1 施工箇所に1回 〔施工後〕		
					高さ			
					厚さ			
					長さ			
下水道	2	8	1	越流堰	施工状況	1 施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					幅	1 施工箇所に1回 〔施工後〕		
					高さ			
					長さ			
下水道	2	8		燃料貯留槽 工	施工状況	1 施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					幅	測定箇所ごとに1回 〔施工後〕		
					高さ			
					長さ			
下水道	2	9	1	流入渠・流 出渠	施工状況	1 施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					幅	測定箇所ごとに1回 〔施工後〕		
					高さ			
					厚さ			
					延長			